

山梨県自治会館食堂運営仕様書

1 趣旨

この仕様書は、山梨県自治会館（以下「自治会館」という。）の食堂運営において、業務内容や営業条件について定めるものである。

2 施設の概要

- (1) 施設名 山梨県自治会館(山梨県市町村職員研修所)
- (2) 所在地 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35
- (3) 面積 施設全体面積 7,740 m²
利用可能面積 250 m²(厨房、ホール、事務室、倉庫等)
- (4) 利用開始日 令和3年4月1日
- (5) 食堂営業時間 11時30分～14時
- (6) 休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

3 運営業務

- (1) 食堂の経営に関する業務
- (2) 食堂の維持管理に関する業務
- (3) その他食堂の運営に関する必要な業務

4 食堂の概要

- (1) 場所
山梨県甲府市蓬沢 1-15-35
山梨県自治会館 1階
- (2) 面積
厨房 66 m² ホール 150 m² 事務室 11 m² 倉庫等 23 m²
- (3) 客席数
100席
- (4) 利用実績(年間)

年度	実績	メニュー単価
2019年度 令和元年度	入館団体職員等：8,876人 研修生等：1,787人	定食：600円 講師弁当：1,000円
2018年度 平成30年度	入館団体職員等：12,128人 研修生等：2,689人	定食：500円 講師弁当：1,000円
2017年度 平成29年度	入館団体職員等：12,318人 研修生等：2,689人	定食：500円 講師弁当：1,000円

5 使用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(毎年更新可)
ただし、最低3年間は継続して営業すること。

6 営業条件

(1) 営業日及び営業時間

ア 営業日

山梨県自治会館(以下「会館」という。)の開館日とする。

※組合の許可を受けて休業することができる

イ 営業時間は、特別の理由がない限り次のとおりとする。

- ・ 食堂営業時間 11時30分～13時30分
- ・ 喫茶営業時間 9時～14時30分

(2) 提供メニュー及び価格等

- ・ ランチ及び弁当(価格の目安:500円～600円程度)の提供を必須とし、その他の提供メニューは、事前に組合と協議のうえ、事業者において定めること。
- ・ 会館利用者の注文に応じて、飲物(コーヒー、ペットボトルお茶など)を提供すること。
- ・ 価格については、あらかじめ事業者が定め、組合に報告すること。なお、価格を改定するときも同様とすること。

(3) 施設関連備品

ホールのテーブル、椅子等は、現状のものを無償で貸与する。ただし、施設関連備品を追加、修繕又は更新する場合は、組合と協議のうえ、行うこと。

(4) 厨房設備及び備品等

厨房設備及び備品等は、食堂内に設置してあるものを使用できる。ただし、厨房設備及び備品を追加、修繕又は更新する場合は、組合と協議のうえ、行うこと。

(5) 改修等

ホール部分と厨房部分の修繕又は更新を希望する場合は、組合と協議のうえ、行うこと。

(6) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請、届出等についてはすべて事業者の責任で行う。

(7) 衛生管理

事業者は、食品衛生法及び関係法令等を遵守し、食堂における衛生管理に十分な注意を払い、食品衛生上の問題等が発生した場合は、直ちに組合に報告のうえ、すべて事業者の責任と負担において対処するものとする。

(8) 廃棄物の処理

食堂運営によって生じる廃棄物については、可能な限り資源化・減量化するよう努め、事業者自ら処理することとする。

(9) 営業状況の報告及び調査

事業者は、組合が要求する営業状況及び経営安定実施状況の報告を年度末までに行わなければならない。

(10) 再委託の禁止

業務の全部を第三者へ再委託することを禁止する。ただし、一部の業務について第三者へ再委託を行う場合は、組合の許可を受けること。

7 使用料及び運営経費に関する条件

(1) 使用料

- ・事務室 11 m²×19,300円(税込み)=212,300円
- ・厨房 66 m² 免除
- ・ホール 150 m² 免除
- ・倉庫等 23 m² 免除

(2) 運営経費

ア 光熱水費

- ・電気料：組合負担
- ・上下水道料：組合負担
- ・ガス料：事業者負担

イ 共益費

- ・共益費（上下水道料を除く。）：事業者負担

ウ 清掃費及びゴミ処理費

- ・清掃費：組合負担
- ・ゴミ処理費：事業者負担

(3) 負担免除申請について

事業者は、厨房の使用料並びに電気料及び上下水道料の免除を受ける場合は、収支計画書を提出のうえ、負担により経営が困難であることの理由を付した免除申請書を提出し、組合の許可を受けなければならない。

(4) 事業者の経費負担の見直し

組合は、6(9)により事業者の営業状況及び経営安定実施状況の報告に基づき、事業者との協議により、厨房使用料の一部並びに電気料及び上下水道料事業者負担を見直すことができる。

8 厨房の目的外利用

食堂の経営を安定させるため、組合が許可する範囲において食堂の運営以外で厨房を利用することを許可する。この場合において、厨房の使用料の一部及び光熱水費のすべてを事業者の負担とする。

また、許可を受け厨房を利用する場合、設備関連備品や厨房設備及び備品等の追加、修繕又は更新を行う場合及びホール部分と厨房部分の改修を行う場合における組合と事業者の費用負担の考え方等について、具体的に提案すること。

9 原状回復

事業者は、使用期間が満了となるときは使用許可期間内までに、使用施設を自己の負担で現状に回復しなければならない。

ただし、組合が特に承認したときは、この限りでない。

10 賠償責任

事業者が行政財産の使用にあたり、第三者又は組合に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。

また、事業者がその責めに帰する理由により、行政財産の全部又は一部を滅失したときは、当該滅失又は損傷による損害額を組合に支払わなければならない。ただし、事業者が自己の費用で行政財産を原状に回復した場合はこの限りでない。

11 災害時における食料の供給に関する協定

自治会館周辺又は自治会館内で災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、常駐待機する会館職員等に対する食料の供給に関し、他に優先して食料を供給する等の内容の協定を締結すること。

12 その他

この仕様に定めのない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、組合と事業者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わない場合は、組合の指示するところによるものとする。